

## 平成13年度 第1回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成13年12月20日(木) 午前10時から正午まで

場 所 宮城県行政庁舎 11階 第二会議室

出席委員 石黒静子委員, 遠藤恵子委員, 大塚真実委員, 大友玲子委員, 喜多正行委員, 香坂閑子委員, 小林純子委員, 佐藤啓子委員, 佐藤仁一委員, 長谷川公一委員, 槇石多希子委員, 増田隆男委員, 結城美智子委員

欠席委員 小田中直樹委員, 佐藤博信委員

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 あいさつ 宮城県環境生活部長 間信彦

【部長挨拶要旨】 脚本家の内館牧子さんは、以前、三菱重工に勤務し、社内報の編集長をしていた。三菱重工は当時10万人の社員がいた。彼女は、三菱重工時代の13年間のことを「私にとっては、暗黒時代だった」と言っている。どういうことかという、三菱重工の女性社員は、新入社員から定年になるまで仕事の中味は全部同じ、職制としては、係長職どまり。退職には、自己都合退職と結婚退職があり、自己都合退職は結婚退職の退職金が3分の1。会社としては、女性はできるだけ結婚して、やめてくださいということである。そういう状況を、彼女は暗黒の時代と言っている。彼女は、もし、三菱重工が、もっと自分自身の能力を発揮できる職場であったなら、私はたぶん三菱重工にいたんじゃないかと言っている。皮肉なもので、ある面では、三菱重工を出たために、脚本家として活躍することになった。

今日、皆様にお集まりいただいたのは、宮城県男女共同参画基本計画について審議していただくためである。基本計画は、多くの県民の方にさわやかな計画だなあという印象をもっていただけるようなものであればと願っている、よろしくお願ひしたい。

#### 3 委嘱状交付

#### 4 会長・副会長選出

委員の互選により、会長に遠藤恵子委員、副会長に長谷川公一委員を選出

#### 5 説明

- ・ 県の男女共同参画施策について
- ・ 宮城県男女共同参画推進条例の概要及び平成13年度男女共同参画推進課主要施策について事務局から説明

【事務局】 資料1と資料4をご覧ください。

宮城県における男女共同参画の関係の施策の取組でございますが、これまでの取組といたしましては、平成10年3月に「みやぎ男女共同参画推進プラン」を作成しております、これに基づいて施策を行ってきております。さらに、今年の8月1日には資

料1でお配りしておりますとおり、宮城県男女共同参画推進条例が制定・施行されたので、今後これに基づく施策を進めていくことになります。

もう1点ですが、この13年4月から、男女共同参画を専管する男女共同参画推進課という新しい課が設置されまして、総勢7名、それから兼務職員という体制で進めるということになっております。

まず、資料1の条例の概要ですけれども、ざっとお話をしたいと思いますので、パンフレット1頁目をご覧ください。

男女共同参画とはということで、この条例におきまして、男女共同参画という概念が、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことというように定義されております。

条例制定の意義ですが、みやぎ男女共同参画推進プランを策定して取り組んでまいったわけですけれども、まだまだ性別による固定的な役割分担意識ですとか、それに基づく社会慣行というものが存在しておりまして、まだまだ男女共同参画が実現しているというような状況にはないということがございます。そのために、あらゆる分野での男女共同参画、男女共同参画社会の実現というためには、県、県民、事業者が一体となって総合的に取り組んでいく必要があるということが、条例制定の意義でございます。

参画条例の仕組みは、下に書いてありますが、基本理念として6点あげておりまして、人権の尊重、それから、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習等が、男女の主体的な選択に影響を与えないように配慮するという、それから、家庭生活と社会生活との両立、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重、あらゆる暴力的行為の根絶、国際的な視野での推進、という6点を基本理念に掲げまして、それに基づく県、県民、事業者の責務を規定し、基本的施策を推進、基本計画を策定して推進をしていく、これによって男女共同参画社会の実現を図ろうというのが、男女共同参画推進条例の大まかな内容でございます。

それでは、資料4にまいりまして、現在の男女共同参画推進課の施策概要ということで説明したいと思います。

現行施策、大きな柱として4点ございまして、その4本の柱でもって男女共同参画社会の実現を目指そうということを意図しております。

まず、1点目、男女共同参画に関する行政の企画及び総合調整ということでございまして、男女共同参画施策の総合的調整ということで、13年度、これまでは男女共同参画推進委員会を設けて議論をさせていただいておりました。男女共同参画推進委員会は、ここにおられる委員の皆様の中にも参加していただいていた方がいらっしゃいますけれども、平成8年に設置をいたしまして、議論を進めてまいったわけですが、今般の条例の制定に伴いまして、新たに男女共同参画審議会ということで、審議会は、基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議していただ

くということで、男女共同参画推進委員会にかわりまして男女共同参画審議会を置いて議論を行っていくということになります。総合調整の機能といたしまして、やはり男女共同参画は、当課だけではございませんで、いろんな庁内各部署にまたがる施策でございますので、知事を本部長とした男女共同参画施策推進本部を設置いたしまして、各部長クラスの方に構成員となっただきまして、総合調整を行っているというところでございます。

次に、男女共同参画施策推進体制整備ということでございまして、これに基づきまして、市町村の男女共同参画行政の推進のための働きかけを行っているところでございます。市町村におきまして、男女共同参画推進のための体制整備は進んでいるところもあり、また進んでいないところもあり、というような状況でございますので、市町村の担当者を招集した会議を開催し、意見交換をするほか、個別に体制整備、共同参画の相談に応じているところでございます。

3点目、相談業務の充実でございまして、この4月から男女共同参画相談室を当課の隣に設置いたしまして、男女共同参画に関してのあらゆる相談に応じる体制をとっております。具体的な体制といたしましては、2名の相談員を配置して相談に応ずるほか、月2回法律相談を実施するという体制でやっております、大体実績としましては、月80件程度の相談をいただいております。

次に、大きな2本目の柱でございまして、共同参画社会の形成に向けた意識啓発の充実です。男女共同参画に関する課題啓発ということで、2つの事業を行っております。1点目が、男女共創・ネットワークフェスタ開催事業でございまして、資料4の3頁目に詳細の事業概要がございますけれども、今年は、先月の23日に仙台の国際センターで開催いたしました。平成11年度より実施している事業でございまして、公募によって募集をいたしました関心のある民間の団体、これによって実行委員会を組織していただきまして実施している事業でございまして、一般県民の参加によりまして、講演、分科会によるワークショップ、そのほか、男女共同参画に関しての思いをつづった「パートナーへの手紙」というのを公募いたしまして、その優秀者の表彰等を行っております。さらに今年度につきましては、男女共同参画推進条例ができて初めてのイベントということでございますので、男女共同参画の日を記念して、男女共同参画の日の愛称を募集して優秀賞を決めたんですけれども、これの発表、表彰等を行いました。参加予定一般県民約1,000名というふうに書いておりますけれども、実績、大体700から800程度のご出席をいただいておりますのでございます。

男女共同参画社会に向けた意識啓発の課題の2点目としまして、男女共同参画啓発副読本の作成を行っております。資料の4頁目になります。やはり共同参画の関係の意識啓発をしていくに当たって、意識は、子どもの頃からの積み重ねの中で形成されていくということがあるものですから、子どものうちからのこういったような意識啓発が重要だということで、小学生を対象とした副読本を作成し、各学校に配付するという事業で

ございます。実際、それぞれ学校の先生方に作成委員になっていただきまして、副読本の整備、それから教師用の指導書の整備を行っているところでございます。今年度に整備をして、今年度中に使えるように配付をするというようなスケジュールで、現在作業を進めているところでございます。

次に3番目の大きな柱ですが、女性の地位向上と社会参画促進でございます。女性人材育成が主になるんですけれども、私ども男女共同参画社会の達成のための指標の一つといたしまして、女性の審議会等への登用率というものを掲げて施策を進めているところでございます。男女共同参画を進めていくに当たっては、政策の立案ですとか、方針決定の場への女性の参画というのが非常に重要でございまして、参画推進プランでも12年度末までに30%というような目標値を設定して、推進をしてきたところでございますが、現在最新の登用率は、13年3月末で25.5%ということになっております。まだまだ努力が必要なわけですけれども、女性委員の登用率の向上の一環といたしまして、女性の人材を育成しようということで、平成10年度よりみやぎ女性人材開発セミナーを実施しております。内容は5頁になりますけれども、一般に広く県民の女性を公募いたしまして、共同参画について学んでいただき、修了された方は女性人材リストへ登載をして、必要がある場合に審議会等への委員として推薦をしているというような事業を行っております。

最後が男女共同参画推進課題の把握ですが、共同参画の実施に当たってこういったような問題があるのだろうかという課題把握事業でございまして、今年度から男女共生きいきワーキング推進事業という事業を行っております。資料6頁でございます。今後共同参画に取り組んでいくにあたって、雇用の場における意欲的な取組というのをどんどん進めていく必要があるんじゃないかということで、県内の100事業所を抽出いたしまして、共同参画の事業所における推進状況を訪問調査いたしまして、その結果を報告書として公表しようというものでございます。あわせまして、調査をした中からこれはというような取組を行っておられました企業につきましては、優良事業所というような形で表彰をするというような事業でございまして、実際、ポジティブアクション部門、セクシュアルハラスメント部門、それから両立支援部門ということで3部門設けまして、11月23日、先程申し上げました男女共創・ネットワークフェスタで三つの会社を表彰しておるところでございます。

男女共同参画の関連の県の取組として大体主なところは以上でございます。こういったような柱にのっとりまして、私ども共同参画推進の施策を進めているところでございます。

**【遠藤恵子議長】** ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。

**【増田隆男委員】** 宮城県男女共同参画推進条例のパフレットの中で条例の基本理

念についての説明の2番目、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習等についての配慮。配慮を、その内訳でいうと、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習、その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならないと書いてあるから、一応は理解できることはできる。それをまとめる形でこう「配慮」というふうになってくると、私の受け止め方は、制度・慣習をそのまま残す方の配慮という意味の方が強く受け止められて、宮城県内では強い昔の旧制度の影響があり、それが制約として残っていくよう一定の男性側からの働きかけがあって残されたように感じる。そこで配慮というかたちでくくられてしまうと、私はむしろ残す方に配慮するという意味も強い、というふうに。そういう議論をされたのかなというふうに。そうでないならそうでないと言っていたきたい。そうでないと、どうもそういうのを残す方向での議論をした上でこういう表現がでてきたのかと理解される。

**【事務局】** この条例自体、議員提案ということでございますので、議論の過程というのをご説明するのはなかなか難しいですが、このところは、こういうふうな配慮という形でこの資料を作ったわけですが、あとあとやはり私たちももう一度見直してみても、こういうふうに書いてしまうと、慣習等を残すべく配慮するんだというような委員がおっしゃったような考え方に、もしかしたら読まれてしまうことがあるんじゃないかというようなことは感じております。もちろん、固定的な性別役割分担意識、条例自身の方を読んでいただければ、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように、中立だと思われている制度・慣習というのが本当は中立でないんだということがあってはいけないということに、配慮しなければいけない。そういう意味で、この要約のしかたが誤解を招くところが確かにあるということは言えると思いますので、今後この条例のパンフレット等を増刷したり、何か話をするときには、もう少しわかりやすい形で多少長くなってもいいので、今後付け加えて書いていきたいと思っております。

**【遠藤恵子議長】** たとえば、たぶん、事務局の方でパンフレットを作るときには、条例にある文言をそのままできるだけ使うような形をしたためにこうなったのかなという印象を持つんですね。ですから、この内容を汲み取ると、もしかすると、配慮ではなくて見直しとかというふうに書いてもいいのかなと、考え方を汲み取るとですね、そういうことも検討した上で、パンフレットの作成をお考えいただきたいと思っております。

## 6 議事

### (1) 宮城県男女共同参画審議会運営要領について

事務局から資料6 宮城県男女共同参画審議会運営要領（案）について説明  
質疑はなく、原案どおり決定

【事務局説明内容】 宮城県男女共同参画審議会運営要領案ということで、資料6をつけておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。本審議会設置、それから委員の構成でございますとか、人数、それから会議の開き方等につきましては、条例上、宮城県男女共同参画推進条例の第18条から第22条までで決めておるところがありますが、この第22条に、この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるというふうになっております。今回、第1回目の男女共同参画審議会の開催というわけですけれども、審議会の運営に関しまして、条例に定められておりますほかに必要な事項があるんじゃないかというふうに考えておまして、それについて、運営要領の形で原案を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。運営要領の形で決めていただければと思います。

まず、1点目でございますが、資料6の第2条のところになりますけれども、審議会の公開につきましてでございます。この審議会について公開で行うということを決めておこうとするものです。

第2点目、会議録の作成でございます。審議会につきまして会議録を作成するということを決めますとともに、会議録に盛り込むべき事項をここで決めておこうとするものでございます。

3点目が部会の設置でございます。部会の設置、それから部会に属すべき委員の選定の仕方を決めておこうとするものでございます。

4点目は、審議会の庶務は男女共同参画推進課で処理をするというようなことを定める規定をしておこうとするものでございます。

なお、これら以外に必要な事項がまた生じた場合には、第6条で、その都度、会長が審議会に諮って定めるということを確認をしておこうとするものです。

以上、審議会委員の皆様で決めていただくというようなことでお願いします。

## (2) 宮城県男女共同参画基本計画について

事務局から資料7により基本計画策定についての基本的な考え方、策定のスケジュールについて説明

【事務局】 それでは説明させていただきます。資料7の方をご覧いただきたいと思っております。男女共同参画推進条例の制定をうけて、条例の第7条で、知事が男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとなっております。また、同条の第4項で、基本計画を策定するには男女共同参画審議会の意見を聴かなければならないと、それが規定になっております。

さらに、男女共同参画社会基本法でございますが、その14条で、都道府県は国の男女共同参画基本計画を勘案して、都道府県の基本計画を定めなければならないという規定がございます。つきましては、新しく基本計画を策定をするというようなことで、審

議会に今回お諮りをしようとするものでございます。

どういうふうな基本的な考え方でいるのかでございますが、資料7の1でございます。まず、これまで私ども施策の推進の基本指針としてまいりましたみやぎ男女共同参画推進プランがございます。平成10年3月に策定をしたわけでございますけれども、これの見直しといたしますか、評価を行いまして、新たにそれを踏まえた上で基本計画を策定するという事としたいと考えております。また、その際には、基本法それから国の共同参画基本計画も勘案するというような内容で策定をしたいと考えております。

それで、審議会の意見を聴くということでございますので、審議会の皆様方によく検討していただかなければいけないわけですが、審議会の検討体制でございますが、効率的に進めるといったような観点からも、まず、基本計画を検討する部会というのを設置をしていただきまして、まず部会で原案をつくっていただきまして、その原案を更に審議会で議論をしていただくというような形で進めていただきたいというふうに考えております。

このスケジュールでございますが、平成13年8月1日から条例が施行されておりますので、それに基づいて基本計画を策定しなければならないということになっておりますので、策定は14年度中に行いたいということで考えております。基本計画策定スケジュールで載せておりますけれども、まず、共同参画審議会、この審議会で、大体今年度いっぱいくらいで素案を審議をしていただきまして、来年の9月くらいには中間案という形でとりまとめをしたい、その上で1月に最終案をご審議いただきまして、2月には基本計画決定といったようなスケジュールで進めたいと思っております。

**【遠藤恵子議長】** この審議会に基本計画の諮問がなされるわけですが、それを受けて、私どもとしてこんなことでやっていったらどうかという事務局の案なんです、どうでしょうか、みんな全員で検討するのは、もちろん望ましいかもしれませんが、なかなかみんな集まってというのは難しいので、部会を設置して、そこで、部会で、たたき台といいますか作ってもらって、ここの審議会に戻してもらって、やりとりやりとりをしながら進めていくということで。来年度中ですね、1年ぐらい、長いようですけども、皆さんお忙しいんで結構ハードなスケジュールではあるんですが、再来年の1月に答申というスケジュールということを事務局では考えていらっしゃるということなんです、方法としてこういう方法で進めていくということにつきまして、ご意見あるいはご質問ございますか。

**【長谷川公一委員】** この種の文章を作るときですね、おそらくやや図式的にいいますと、3通りくらいの実質的なパターンがあるんじゃないかと思うんですね。それは、一つは、事務局の方が原案を作りまして、事務局に対してこういう審議会が大所高所から意見を言っていくという、いわば事務局主導型のパターンですね。それから、もう一

つは、この審議会が部会を作りまして、その部会がワーキンググループ的に実質的な原案を作りまして、それでこの審議会で答申をしまして、この審議会の答申を県の方が基本的にはそのまま受け取るというような審議会主導型のバージョン、パターンと。それから、この審議会は審議会バージョンをつくるんだけど、そしてそれを答申するんだけど、それを受けて、県は県で県バージョンをつくる。大きく3通りぐらいのやり方がありますね。それぞれ、一長一短があるかと思うんですが、どういう基本的な、実質的な路線でいくかというのは非常に大きな問題だと思います。それは、一長一短がありまして、私があればというより、むしろ、私は副会長として皆さんに問題提起を、こういう3つの路線の中で、どういう路線を皆さん選択されますかって、むしろ問題提起をしたい。

【遠藤恵子議長】 確かに長谷川先生おっしゃるように3つのパターンがあると思うんですね。で、作業の楽しさから言えば、県の方で基本的なものを書いてきて、こちらでああでもない、こうでもないという文句つけてすますというような方法もあることはありますけれども、いかがですか、委員の皆様方としては。

【喜多正行委員】 私こういう場について全く経験がないものですから、その前にですね、部会が一番実質的なものですので、考えられる部会の名称とか取り組むテーマですね、どんなことが考えられますでしょうか。それでないと、私としてはイメージがわいて来にくいものですから。

【遠藤恵子議長】 考えられるといいますと、この部会の役割は、基本計画のたたき台といいますか、原案を作って、その部会が作った基本計画をこの審議会全体でまたさらにもんでいって、部会にもどして、部会がまたそれを検討しながら進めていくということですので、部会の名称としてはおそらく基本計画策定部会とか、検討部会とか、そういう名称になるんじゃないかなと、私は思ってるんですが。

【喜多正行委員】 そうしますと、部会でですね、この基本計画トータルの計画を検討していくという、そういう意味でございませうか。

【遠藤恵子議長】 はい。

【喜多正行委員】 わかりました。ちょっと、私、誤解していました。分けるのかと思いました。

【遠藤恵子議長】 そういうことで皆さんに御了承をいただいたんですが、よろしいでしょうか。そのほか、ございますでしょうか、今の長谷川先生の問題提起に対して、



この審議会としてはこういうふうにやっていきたいというご意見ございましたらいただきたいんですが。実はまだご意見でてないんですね。どうぞ。

【増田隆男委員】 私は部会に入って議論するというのはなかなか難しいんですが、審議会の性格で、おかざりのような審議会になるというのはやっぱり避けるべきだと思うんですね。それから、この審議会自身が実質的に議論をして作っていくと。あまり主要でないところについてはですね、別に事務局が用意したのかまわないということがあるんですけど、基本的にかなり議論しなければならないところについては、審議会が主体的に部会作って議論して作るということをぜひやるべきだというのが私の意見です。

【遠藤恵子議長】 審議会が文言からきちっと書き込めるようなそういう形が望ましいということですよ。ほかにございますでしょうか。やあ、やっぱりそれしんどいからやめようというようなご意見はございませんね。どうぞ、本当に忌憚ないご意見をいただきたいと思います。香坂委員さんいかがですか。

【香坂閑子委員】 もうしばらく現場と離れておりますので、策定の方までは、ちょっと。私、皆さんの足を引っ張ってしまうんじゃないかなと思って、とても今のところ、どきどき、自信がないなあというような感じはするんですけども。でも、増田先生のおっしゃったとおり、やはり原案パチパチではすまないものがあるのかなというふうにも思っておりますので、まあ、皆さんの足は引っ張るんじゃないかと思っておりますけれども、まあ、皆さんでお決めいただいたことにしていきたいなあと思っております。

【遠藤恵子議長】 ありがとうございます。増田先生と同じご趣旨のご意見ということですよ、ご趣旨としては。増田先生もご自分はお忙しいからやれないけどというようなことをおっしゃっているんですけども。でも、審議会ではどんどんご意見いただけるわけですから。ほかにご意見。

【大塚真実委員】 まだちょっと私もよく理解できていないんですが、この資料7を拝見しますと、平成10年3月に作成したみやぎ男女共同参画推進プランを見直して、新たに基本計画を策定するものとするところがあるんですが、資料の中に基本計画がありますね、平成12年度に作成した。あっ、これ、国ですか。これを基に、あるいはこれを参考にしながら宮城県のものを作るということでよろしいんですか。わかりました。

【遠藤恵子議長】 参考にはもちろんしますけれども、やっぱりまた新たに出てきた問題とかあるので、そんなにがちがちにとられる必要はもちろんないと思います。

【大塚真実委員】 9年度のこの推進プランは、私まだちゃんと拝見はしてないんですが、かなり古い資料ではないかなという印象を受けるんですよ。これだけ今、時代がドッグイヤーとか、マウスイヤーといわれている時代に、10年の資料を基につくるのかなってところで、ちょっと古い考え方がベースになってしまうのかなっていう不安を抱きました。

【遠藤恵子議長】 出ている資料はですね、平成4年とかなんかの資料も、この中に参考資料みたいな形で入れ込んでありますが、委員さんのご意見に反対するわけではないんですけども、この推進プラン自体は、かなりよくできてるなと私は思うんです。かかわったんで、言いにくいんですけど。で、実は、このプランを策定した策定委員長さんが隣にいるからお世辞言うわけでもないんですが、でも、ホントに基本的にはよくできてる。ただ、やっぱりまだ、たとえば、ドメスティックバイオレンスですとか、そういうことが、まだそれほど認識されていない段階でしたので、また新たに出てきた問題といいますか、もともとあったんだけど、新たに認識された問題への取り組みなんかは足りない部分もあるでしょうし、あるいは、農山漁村なんかの問題についても必ずしも十分とは言えなかったかもしれませんっていうふうに検討していく必要がある。そのほかご意見は。

【小林純子委員】 審議会は年間で2回開かれる予定になっていますが、時間も少ないですし、数も足りないと思うんですね。部会で検討していただくのはもちろんなんですけど、その部会の途中経過などでその都度書類を出していただいて、それに皆さんのコメントを戻していただくような形で、できるだけたくさんの方の意見を反映できるような体制を事務局の方でとっていただければと思います。

【遠藤恵子議長】 その点につきましていかがですか。

【事務局】 もちろん、部会で全部を決めてしまうということではございませんで、部会である程度たたいて、議論の論点を整理をした上で、さらに審議会として議論をしていただいて、それをまた部会に戻して議論するというような形を想定しております。部会を開催するそれごとに審議会の開催をするというようなことにはたぶんならないと思うんです。3回に1回とか2回に1回とかいうような形になると思いますけども、部会に入っていただく委員の方々にも、それから部会に入られないで審議をしていただく方にも広く意見を言っていただける機会を確保するという形で進めたいというふうに思っています。年間、審議会、おそらく、今想定しておりますのが、だいたい、全体で皆さんに集まっていただくのが13年度、今年度はあと1回ぐらいかなと、14年度は多ければ3回、少なければ2回というような予定です。

【遠藤恵子議長】 多い方で是非やっていただきたいなと思います。14年度ですよね、14年に3回じゃなくて、14年度に、そういうことですよ。ということは、素案がまず出てきて、それを検討する審議会、それから、中間案の審議会、それから、決定の前に、やっぱり3回っていうのは決して多ければというレベルではなくて、最低3回は必要かなというふうに思いますけど。それと、たぶん小林委員さんがおっしゃったのは、それだけでは不十分なので、中間に審議会は開けなくても、部会で審議した内容を審議会の委員に書面なりなんなりで戻して、それについてコメントあったらコメントちょうだいよというのを集めて部会にまわしてほしいというご意見ですよ。ということも検討していただきたい。これは、お願いのようなことで。それではですね、最初、長谷川委員さんが問題提起くださった3つの方法のうちの、審議会主導で審議会が実質的にやって、県もできるだけそのまま受け取ってください、基本的にはよほど法律上このところは文言はこうだという部分以外は是非そのまま基本計画にさせていただきたいと、これはお願いの形ではありますが、そういうことでいきたいということによろしゅうございますか。部会の委員さんは相当大変だと思いますが、部会の委員になる方どうぞよろしくお願いいたします。ということで、次にその部会を決めることになるんですが、実はですね、私全部の皆さんを直接は存じあげませんでしたので、男女のバランスですとか、公募の方、それからその他いろんな分野の代表の方とのバランスですとか、地域のバランスですとか、いろんなバランスを考えて事務局の方にこういう部会の委員ではどうでしょうかという案をつくっていただきましたので、恐縮ですが、本当は会長が指名ということなんですが、私、皆様よく存じ上げていたらそうしたいところなんですが、そういうことで事務局の部会の委員の案を。その前に、すみません、私、やってもいいという、この際やってみましょうとおっしゃってくださる方いらっしゃいますか。

【喜多正行委員】 それはプラン作り全体をやるということですね。じゃ、私。

【遠藤恵子議長】 はい、じゃ喜多委員さん。部会の人数はだいたい5、6人、あんまり多くても、なかなか集まって密な審議はしにくいかと思いますので、5、6人ぐらいを考えておりますが。ありがとうございます、喜多委員さんがやってもいいとおっしゃってくださいました。おそらく部会は少なくとも月1回ぐらい2、3時間の議論を重ねなければいけないかなというふうに思います。ほかにいらっしゃいませんか。(佐藤啓子委員挙手) 佐藤委員さん、はい、ありがとうございます。そのほかなければ、事務局の方でご用意いただいた部会の委員さんの名前をお願いいたします。

【事務局】 5、6人ということで、まず、長谷川先生と槇石先生、それから、大友先生とですね、喜多さん、香坂さん、佐藤啓子さん、これで6人になるんですけども、このぐらいの方でやっていただければなあというふうに思います。

【香坂閑子委員】 意見を申すことはいろいろさせていただきたいと思うんですけれども、ご迷惑をかけると思うので、他の方に。

【遠藤恵子議長】 じゃ、審議会の方でご意見を是非。農山漁村のほう詳しい方他にいらっしゃいませんので、もしかしたら部会で、ぜひ参考人で今回はきてほしいということでお願いすることもあるかもしれませんので、そういう形でご協力いただくということで。そうしますと、今事務局で案で出していただいた方、それからやったださるとおっしゃってくださった方、あわせまして5名になりますが、一応これは指名するということになっておりますので、私の方から指名させていただきます。

【長谷川公一委員】 私も指名にあずかって、ある意味では光栄なんですけど、ただ、たとえば私と榎石委員はですね、この資料2の推進プランに、一番末尾のところにあるようにですね、計画策定委員会委員として二人はかかわりましてですね、それで私がその時に座長だったので、河北新報の佐藤克彦委員と私が、わりあい具体的な文言、てにをはも含めてかなり書いたところがあるんです。ですから、そういう意味でいうと、私が部会のメンバーに入るとですね、今大塚さんはドッグイヤーということをいわれたんですが、男女共同参画の問題っていうのはむしろドッグイヤーというよりは、むしろ亀イヤーと言うべきか、タートルイヤーというのか、逆にいうと、7年経っても1年分ぐらいしか進まないとかですね、14年経ってようやくITの1年分かなとかですね、そういうところがあってですね、ですから、平成10年と今年、来年が14年度なんですけど、4、5年ぐらいのところですね、それほど大きく変わらないっていうパターンで、たぶん私がメンバーになると書いちゃうんですね。私はむしろ副会長としてそういうことをやった方が良くて、むしろ新鮮な、たとえば男性の大学の先生だったら、小田中先生とかですね、そういう比較的、男性の、いわゆる学識経験者っていうか、そういう方にある程度役割をやっていただきたいと思うんですが。小田中先生は人権について非常に高い見識をお持ちで、小田中先生なんかむしろ入っていただいた方が、彼確か私より10年ぐらい若いということもありましてですね、平成14年度バージョンとしては適当じゃないかと思うんですが。

【榎石多希子委員】 私も長谷川先生おっしゃったからというわけじゃないんですけども、大塚委員がおっしゃったことで感じたことは、ここに載せられている10年の段階で集めたものですから当然違っていると思いますけれども、中味について、盛られていないものもあるけれども、ベースはここだなあというふうに、改めて実は昨日読んだんですけども、思っている部分も私自身強いんですね。ですから、今長谷川委員がおっしゃいましたように、もしかしたら、そうすると、そのベースにのるのかなというふうに、自分でもし部会委員となった場合は。そういう言い方をすると私なんか、男女

共同参画推進プランに引きずられちゃいけないけれども、これは結構はずせない部分が多々あるなというふうにちょっと感じているもんですから、そうしますと部会委員になるとどうなんだろうというふうに思っております。

**【増田隆男委員】** あんまりそんな心配する必要は、私はないような感じですが。ざあ一とみて、結局このプランは、総花的にどうしてもならざるをえないけれども、重点項目というのはあるんだと思うんですね。その重点項目ははずせないということは、もう決まっています、それが前と現在とどういうふうに変ったのかということ踏まえてやっていくことが当然のことだろうと思います。そうすると、女性の社会参画の拡大を、あるいは男性がもっと家庭と地域にとというけれども、男性を家庭と地域にとやるためにいったいどんなことが必要なかということをもっと具体的に考えるということと、さっき言った制度ですね、慣習にどういうふうに入り込んでいくかということを考えてやっていく。一番大きいのは、私は宮城県の出身じゃないんで、30年近く前に宮城県に住んで一番感じたのは、高校の男女別学の問題なんです。私も妻も、私は北海道です、妻は東京ですから。戦後、札幌もすべて男女共学になって、これが当たり前の世界で生きてきました。東京の妻も全く同じ。ですから、ここに来てすごい異常な世界に入り込んでとまどって、今でもとまどっているんですね。隣の福島もそうですけれども、かなり激しく改革ということで、公立を（共学に）移すという形になって、福島の先生にお聞きしたときにですね、結局この根っこってというのは、戦後GHQが、東日本と西日本に分けて、西日本にはかなり徹底的に改革する人物がはいって、全部共学に、東日本にはGHQの担当者は全然そういうことはあまり意識しないと、もう地元まかせという方針になったということが分かれ目になって、それで、結局、福島もそうですし、宮城県、それから岩手県なんかもそうですけれども、男女別学が残るという歴史的な経過というのがあるんですね。ですから、宮城県の歴史、具体的に言っちゃうと、公立の別学の人たちにすれば、もう伝統だというふうに、伝統を守ったということになるかもしれないけれども、それはもう偶然の歴史のなせるわざに過ぎないんであって、実はその意識そのものというのがすごく根強くこの状況に残っていること、それは、共学にしろと私は言っているわけじゃなくて、その意識そのものがやっぱりこの宮城県の男女共同参画ということに非常に大きな影を落としていることは、これは、もう否定できない事実、これをどういうふうに意識改革していくのかっていうことは、当然考えなければいけないんです。だから、相当厳しい議論をせざるを得ないんじゃないかっていうふうに私は思っているんですね、この問題について。

だから、この重点項目の4のNGO・NPOと手をつなぐ行政、これは当然の課題ですから別にいいですけども、5も具体的な問題ですからいいです。1、2、3と、女性の社会参画の拡大をと、男性をもっと家庭と地域にと、それから性別にとられない教育をとというのがどれだけ具体的に、14年で発展していくのかということ踏まえる

べきだと思うんですね。そうすると、前にいた方が抜けるという必要はたぶんないんで、新しくさっき言った小田中先生なんか参画してもらって、議論するというやり方の方がいいんじゃないか、前の方が抜けたって、正直言ってあまり意味ないような感じ私はしていますね。だからその上にのっって議論すべき、前はこうだって、じゃ新しくどうするのかというふうに議論しないと全然いいものはできないんじゃないかなという感じをもっていますので、そういう意見です。

**【遠藤恵子議長】** ほかにこの件に関しましてご意見ございますでしょうか。実は、今、長谷川先生それから槇石先生からご意見いただきましたけれども、私も増田先生と同じような感想を持ってましてね、前の委員の方がいたから古いのになるかっていうと、絶対そんなことはありませんで、これを踏まえて、今の状況の中で更に何を検討したらいいかということをおわかっていただくので、かえっていいんじゃないかなという気もするんですね。そういうことで、是非、恐れ入りますが、大友委員さん、喜多委員さん、佐藤委員さん、それから長谷川委員さん、槇石委員さんの5人にお受けいただきたいと思います。それから、今お名前の出ました小田中先生、今ここにいらっしゃるとお願いしたいところなんですけど、ちょっと今日ご欠席でわかりませんので、やはり、小田中委員さんも香坂委員さんと同じように、部会の方で是非この委員さんに今回は入ってもらおうということがありましたら、部会で呼んでくださって、どんどんご意見をいただくというふうにしていただければよろしいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、そういう考え方で。もしかしたら他の名前を呼ばれなかった委員さん、油断してたら、部会では他の委員さんも今回は是非この人をとということがあるかもしれないということで部会をもつていただくようお願いしたいと思います。それでよろしゅうございますか。それでは、部会のメンバーは、繰り返しになりますが、大友委員さん、喜多委員さん、佐藤委員さん、長谷川委員さん、槇石委員さんの5名で構成して、随時他の委員さんを部会の必要に応じて呼んでいただくということで進めていただきたいというふうに思います。部会の方で後ほど互選で部会長さんを選んでいただきます。部会の委員さん、ほんとにこれから1年間にわたって大変な作業が、先程もお話ありましたように、実質的に部会でいろんなことを決めていって、書き込んでいくということで進めたいと思いますので、大変だと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。併せて、私たち委員も全面的に協力するというか、当然ですが、そういうことでいきたいと思います。

**【小林純子委員】** これからの、プランが策定されてそれを実際につかっていく若い人たちの意見も取り入れる場所を是非一度、先生もいらっしゃることですし、当事者として何かの形でかかわる形をとっていただければというふうにお願ひ一つしておきたいと思います。スタイルはおまかせしますので、よろしくお願ひします。

【大塚真実委員】 この推進プランができてから今までの、推進プランは、これはこれで私はすばらしいと思うんですが、この何年か経っていますよね、たとえば、先程あった重点項目の中の県の審議会等委員の女性の比率を12年度までに30%に高めますという文章などもあるんですが、今平成13年で、実際のところはどうなのかというところが全然見えないので、だから、そういう意味で古いて申し上げたんですが、だから、そこら辺のこの数年間の歩みというか、これができたあとの歩みの部分はどうしたらその情報が手にはいるのか、ちょっと知りたいなと思ったんですね。

【遠藤恵子議長】 それでは、全部についてですと大変ですので、重点項目で、これだけは今まである程度できました、あるいは、これはちょっとまだですとかいうようなあたりと、それから、資料の入手の方法等について、事務局の方でご説明いただけますか。

【事務局】 まず、資料をどういうふうに入手できますかということなんですけれども、それぞれのところのホームページをあたっていただくという形しかなかなかないんですが、ただ今回、どういうふうはこのプランをこれまで12年度、13年度どうしましょうというのを、以前の推進委員会の方でご議論いただきました様式でまとめたものがございますので、それについては、審議会なり部会なりの場でお示しをして、プランの実施状況のご議論はしていただきたいと思っています。まず、重点項目の中で、どうだったんでしょうか、特に数字の出ている30%、特にうちの課で所掌しているんですが、これについて申し上げますと、結論としては、30%までは達成はできませんでした、25.5%というような数字です。たとえば、他の公立高校の共学化ですけれども、共学化を進めるという方針ではあるんですけれども、まだ別学の学校も残っておりますし、すぐに全部が100%になるというような状況ではございません。ちょっと、個別の今何%ですというような数字をここに持っておりませんので、もし必要であれば個別にいつていただきましたら、お示しをしたいと思います。

【長谷川公一委員】 今の点のやや補足なんですが、たとえば、やはり重点項目の3番の性別にとらわれない教育をっていうのも、この文章を実際につくった平成9年度の時点ではですね、県の教育長は、男女共学化ということに対して必ずしも積極的ではありませんで、策定している段階ですりあわせをするんですが、私の理解では平成9年の段階では県の教育長は消極的だったんですね。それで、むしろこの平成10年3月のこの答申を受けて以降浅野知事は、県の、福島等の流れも受けたと思いますが、宮城県の公立高校の共学化ということについてですね、浅野知事の積極的な発言というのは、この推進プラン以降なんですね。そういう意味では非常に推進プランは一定の役割を果たしたのではないかと思います。それから、4のNGO・NPOとの手をつなぐ行政とい

うのも、今の時点で考えると、何か当たり前のように受け取れるかもしれないんですが、平成9年の時点では、NGO・NPOと手をつなぐ行政というのは、まだ比較的新鮮だったんですがね、それで、NPOプラザも今年できまして、宮城県も非常に全国的にもNPOの認証数が今、人口10万人当たりでいうと7位でしょうかね、相対的に評価が全国的には高いと思うんですが、そういうNGO・NPOについてのその積極的に推進していくというのもですね、平成9年の時点ではむしろこの推進プランの方が先行していたんですね。そういう意味では、知事の二つの政策というのは、この推進プランが引き出したと言い過ぎなんですけど、そういう意味では非常にむしろ我々の方が最初にアドバルーンを上げてですね、それに知事がついていくというような形になっていたのではないかとこのように、当事者としては理解しております。

**【遠藤恵子議長】** 大塚委員さんよろしいでしょうか。大塚委員さんのご発言の趣旨はたぶん基本計画がどんなふうに進捗しているかというような進捗状況が県民に見えやすい計画を今回はつくった方がいいということで受け止めておきたいと思うんですね。ですから、計画ができるだけ県民にどのぐらい進んだというのがいつも言えるようなそういうのを中に盛り込んでいただければよろしいですよ。そのほかございますでしょうか。あの部会でいろいろ検討していただくんですが、でも、こういうことは部会で是非やってねっていうのを今の時点で何かございましたら。小林委員さんは若い方の意見が反映されるようなものというご意見ありましたが、もちろん、このあとでも途中経過の段階でもどんどんご意見いただきますけれども、今の段階でぜひこれはっていうのがございましたら、お願いいたします。

**【香坂閑子委員】** 農業関係でも、農政局中心にいろいろこういうふうな会議をやられてますし、この県の中で農水省関係の課との連携は、こちらどうなっているのかなというふうにちょっと思ったんですが、今、農協の中でも、女性の総代を、規約改正して広げようという輪がすごく起きてきてるんです。それで、あるJAによっては100人単位で総代をしようとか、あと、参加ですね、女性の、総会に入って発言するとか、あと、理事はなかなか経済的な問題もあって難しいんですけども、そういうのが農協自体で定款を改正して、総会で決めていこうという動きが出てきておりますので、農村問題の、農政局でもこういう会議をいっぱいやってるんですね。ですから、同じ県の中で2本の柱でやってるのかななんてちょっと思っちゃったりしたんですけども、項目にもありますけれども、あちらとの関係はどういうふうになってるのかなあとちょっと気になったので、お伺いしたかったんですけども。農水省との連携はどうなっているのかということなんですけど。

**【遠藤恵子議長】** たぶん前一番最初にご説明あった、知事を会長に、全部の部局か



ら部長クラスの人が出て、推進本部が作られていますので、そこで一応の連携はとられていると思うんですが、更に他に何かあるかどうかについて。

**【事務局】** おっしゃるとおり推進本部で連携をとっておりますのと、それに加えて、まあ実働部隊というんでしょうか、実務というんでしょうか、そういう意味で、事務局の方でご紹介いたしましたけれども、担当の方に男女共同参画推進課と併任職員というような形になっていただきまして、こちらも把握をしますし、その職員を通じて、その担当部局の方に共同参画の視点で進めていただくということを働きかけるというような形で連携をとっております。

**【遠藤恵子議長】** よろしいですか。その他ございますか。特になければ、それでは部会の方たちにご審議いただくということをお願いしまして、基本計画については以上で終わらせていただいてよろしいでしょうか。では、議事の3番目その他となつてございますけれども、事務局の方から何かございませんか。あと委員の皆さんから、この場でこういうことも議論しておく必要があるのではないかとこの議事の提案がありましたら、お出しいただきたいと思います。

**【長谷川公一委員】** 先程大塚さんが言われたこととかかわるんですが、確か、名称は変わったわけですけども、私も前期のこの委員だった。遠藤先生もそうですね、確か小林さんも委員じゃなかったですか。委員ですよ。この前の委員ね。その時には、そういう推進プランの見直しっていう、どの程度達成されているかっていう、そしてその県の政策を評価するっていうことをやりましたよね。ですから、その議論なんかをこの部会にフィードバックすると、その大塚さんのご質問、つまり、推進プランをつくって以降、県の行政は男女共同参画について何をいったいやって、それが、量的だけじゃなくて、質的にもどの程度実現できているのかとかいうことに対する、一応答えの文書というのを、前回2年間かかって用意したわけですね。で、そういうようなものをちょっと次回かなんかに、ないしは、早速郵送かなんかご用意いただければちょうどお答えになるはずなんですけど。

**【大塚真実委員】** 去年もこれの委員をお引き受けしているんですが、1回だけ会議をやって、その後条例つくるときに集まっていadakimashouって言ったきりなかったんですね。それで、去年はそういうことで1回だけやって、これからこうしようって話だけで終わってしまったので、この中間が抜けてしまっている。で、職員の方が総入れ替えではないけれども、ほとんど入れ替わってしまったということで、その流れがこう抜けてしまっていて、また13年度と14年度の変り目にそういうことはたぶんないとは思いますが、だから、この会の意味がやっぱり生きてこないとなあと

いう部分はすごくあります。

**【遠藤恵子議長】** そのとおりだと思います。あの、別に私、県の味方でも回し者でもなんでもないんですが、たまたまいろんな条件が運悪く重なって、新しく条例ができるっていうことで、前の男女共同参画推進委員会が途中で任期の途中で委員が終わってしまったというのがありますよね。これは、全く新たな審議会ですから、委員が継続して再任用されたわけではないですよ。そういうことがあったのと、それから、これは私どももかかわったんですけども、これまで女性青少年課でした、その名称とか、取り組みがおかしいということで、変えなさいという県民の声があって、男女共同参画推進課になったと、課そのものの名称も変わっちゃったというのがあったのと、それから、課長さんも次長さんも入れ替わったとか、いろんな条件重なって、前、一応、まあまあ曲がりなりにもやれてきたことが、去年はちょうどここでできなかったというのはあったと思うんですね。これは、今後は是非行政の継続性とかってよくいうんで、継続しなくていいものは継続しなくていいので、継続すべきものは是非継続性を保っていただきたいというふうに思いますね。

**【事務局】** 継続性ということをございますけれども、推進状況をやはり審議会にもちゃんと把握をして報告をするというようなことで、前の推進委員会で決めていただいたわけをございまして、本日ご説明はいたしませんでしたけれども、資料5という形で、以前の推進委員会でこういう様式でまとめるべきだということでもとまった様式に沿って作ったものをお配りしております。ちょっと今日ご説明をいたしませんでしたので、こういうふうな資料をつけているということもご説明しませんでしたので、どうも大変申し訳ございませんでしたけれども、こういう形でまとめさせていただいておりますので、ちょっとご覧になっていただきまして、また次の機会でもまた何かあれば質問お受けしたいというふうに思います。

**【大塚真実委員】** 前回は次にこういう条例をつくる前に会議でもみましようという話で、じゃ議員提案する前にもみましようということがあったんですが、去年それがなされなくて、もう議員提案でその条例が通ったみたいなんですけども、だからこの会でやりましようって言ったことがなされなかったという事実があるということです。去年のその別の委員会なんですけどね。だから、そういうことはないようにしましようということですので。あとですね、一つ、入れていただきたいのが、重点項目の中に女性のとか、起業家の方が他にいらっしやらないので、何かいっておかなくちゃいけないかなと思うんですけど。女性の起業支援や経営参加のために公的資金融資制度を拡充し、経済活動に意欲を持つ女性を支援しますという、この部分で具体的な何かをなされたのか、ちょっと聞きたいのと、それから、今、女性の社会参加、あるいは起業に関しても

ですね、SOHOという形だったり、いろんな形で仕事をする形態がほんとにここ1、2年の間でもずいぶん多様化したというか、変わってきたというか、変化しておりますので、そういう部分も含めてですね、SOHOで活動される女性も多いので、そういう方たちのやっぱり地位の確保というんですか、護るという部分での何かそういうことも検討の中に入れていただければと思います。

**【遠藤恵子議長】** 2点目の方はご意見で、1点目の方はご質問ということで、女性の起業支援で具体的な何かありましたかというご質問ですが。

**【事務局】** 資料の5の8頁になるんですけれども、具体的な起業支援として行いましたことは、起業家の創業促進を目的といたしました中小企業女性プラザの設立支援とか、あと異業種交流会でございますとか、地域のセミナーの開催というような形で施策を行っております。

**【遠藤恵子議長】** よろしいですか。

**【大塚真実委員】** 実は私も女性起業家なんですけれども、そういう情報がぜんぜん入ってこないんですが、どういうところで情報を公開されているのか、ぜひそういう情報を私は得たいと思っているので、ぜんぜん入ってきていないので、どうしたらいいか。

**【事務局】** こういうふうな催し物をする際にはですね、広く広報をしておるんですけれども、広報の仕方としまして、各戸に配付される県政だよりに載せるとか、ラジオとかテレビのスポットを入れていただくとか、あとはホームページに載せるとか、チラシをまくとかいろんなやり方がありまして、それぞれできるだけ多くの方に情報を知っていただくということではやっておるんですけれども、たまたまそういうふうな一つもきいたことがないなとおっしゃるんですしたら、それはもっと広報がんばってやっっていかなければいけないなということです。広報は、全く一部の方にしかお知らせをしていないということではないんですけれども、やはり、皆さんに行き渡るような形での広報というのは常に考えていかなければいけないというふうに思います。

**【遠藤恵子議長】** それから、ちょっとこれは私の方からのお願いなんですけども、最初の方にご説明あった中にもあった、5頁の、13年の主な取り組みの③のところに、みやぎ女性人材開発セミナーでしたっけ、これ、平成十何年かからやって3年ぐらいやりましたよね。その中で審議会とか何かにどれぐらい登用されてるというデータが出てますけども、あとでいろいろききましたらね、議員さんになってる方とかもいるんですね。このセミナー受けたおかげで議員になれたかどうかはわからないですが、ストレートにつながって、せっかくそういう人たちがいるんですから、卒業生といいますか、それ名簿お持ちだとおもいますので、今何やっていますかみたいなのを聞いて、議員になっ

てる人こんなにいるよって、もうちょっと宣伝してもいいのかなと。いろんな分野でいろいろ活躍してる方結構いらっしゃって、びっくりしました。その他皆さんのご意見は。

【小林純子委員】 前の会議でもお話したと思うんですけど、県の把握しておられる女性団体というのが、やはり年齢が高い方が多くって、なかなか若い方がさまざまな会議とか学習の機会に参画できない、それは仙台市に住んでる私としては、託児付き事業の少なさというか、その辺もずうっと指摘してるわけなんですけれど、せっかく、今日関係課の方がいらっしゃってますので、難しいかもしれないんですけど、市町村レベルで、生涯学習関係で託児付きの事業がどのくらいあるのかですとか、子育て支援の状況ですとか、そのようなデータを少し見せていただくとありがたいかなというふうに思います。男女共同参画関係に関連するようなデータを少し出していただければと思います。

【遠藤恵子議長】 今すぐはちょっと難しいですか。じゃあ後に、ええと、たぶん調べていただくことはできますね。じゃ、後に、これはどういう形でお知らせしたらいいでしょうか。小林さんにとということではないですよ。もっと、広くそれを知らせてくださいという意味ですか。

【小林純子委員】 少なくとも資料としてこの会に提出お願いします。

【遠藤恵子議長】 他に。

【喜多正行委員】 部会の開催方法ですね、もし決められれば、決められる部分だけでも今日決めていただければいいかなということ、それから、部会の中でも更にそれぞれの担当を決めてですね、ペンを持っていろいろ調査していくような、そういうような感じで進めていかないと、あっという間に1年経っちゃうと思うんですね。それが、かなりEメールの活用でカバーできると思うんですけど、メールアドレスを持っている方いらっしゃると思うんですけど、今日確認させていただいて、お互いにやったらいいのかなあと思います。

【遠藤恵子議長】 部会の運営方法につきましては、ここでいうよりは、部会の皆さんに、もし今日中に是非ということであれば、ちょっと残っていただいて、ごく簡単な部分だけでも今日ご相談いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。その他基本計画に関することをございませでしたら、次の議題に移ってよろしいでしょうか。では、次の議題その3ですが、その他というのは特にありましたらということで、ここにきて伺ったらいろいろできてきたんですよ。他に、今日議論しておかなきゃいけ

ないこと、何か委員の皆様の方からありましたら。ええと、それでは、私の方の役目は終わらしていただきますが、最後に副会長さんの長谷川先生の方から一言お願いいたします。

【長谷川公一委員】　　こういうですね基本計画とか、参画推進プランていうのは、まあ条例もそうなんです、ある意味でやはりつくることには非常に、特に起草委員とか部会の委員になった方は特に、非常に大きなエネルギーをそそぐんですが、一旦作ったものがどの程度効果を及ぼしたのかということについてやっぱり必ずしも県の方もですね、担当者が順次入れ替わるということもありまして、必ずしも県の方も十分把握していないところもあると思いますし、そういう意味での、作ったあとどういうふうに行進管理とかですね、そういう議論もしたんですが、何か中途半端に前期の委員会ではなっちゃいましてですね、そういう意味では、基本計画をつくるというのが部会の課題ですので、この会への諮問内容ですので作るんですが、やっぱり基本計画をただ作るだけではなくて、作ったあとにその進行管理なり、その施策がどの程度実現しているのかとか、先程、私が、NGO・NPOと、それから高校の男女共学化の例をあげましたけれども、そういうふうに関係にある文書というの、実際は県の行政を実質的に影響を与えるということもありますので、そういう意味で非常に重要な役割はしてるんですが、必ずしも関係者に十分認識されていないという部分もありまして、そういう意味でのせっかく作るわけですので、そういう意味でのむしろ私は作った後が大事かなという思いであります。

【遠藤恵子議長】　　是非計画の中にそういうものも盛り込んでください。

【事務局】　　佐藤委員さんがお見えになっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

【佐藤仁一委員】　　どうも皆さん遅れまして申し訳ありませんでした。岩出山の12月の定例会、今日最終日だったもんですから、それで最初は欠席で出しておったんですが、初会合の時に皆さんの顔を覚えないと、そのままコミュニケーションないまま、最後名簿だけが記載されて終わってしまうんでは、大変町に帰って番頭役として何のおみやげもなくなってしまうのでですね、時間早く、ちょっとだけ早く終わったもんですから、ちょっとだけでもと思ってまいりました。いろんな点で新世紀に入りまして、男性、女性というよりは人間として、人間性、そして人間性のこの文化というのをどのように新世紀も継承していくことができるのかという、大変大切な世紀であろうと、このように思っております。そのようなときに、宮城県は宮城県らしくという、知事の選挙のタイトルではないですけどもですね、やはり人間らしく、この宮城の地で共にはぐくん

でいける文化が、人間文化であったならばいいなと思う一人であります。どうか、ご一緒させていただいて、いろんな点で共に勉強させていただければと思っております。宜しくお願いいたします

(佐藤仁一委員に委嘱状交付)

【事務局】 それでは以上をもちまして平成13年度第1回宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

【遠藤恵子議長】 すみません。全部終わったあとで大変申し訳ありません。ちょうど、ほんとにぎりぎりのところでせっかくわざわざ岩出山から来ていただきましたので、佐藤委員さんに、この計画づくりについて、何かお考えというか、こういうふうにしてほしいという、ありましたらよろしいですか。

【佐藤仁一委員】 今日は特に。

【香坂閑子委員】 お願いあるんですが、資料は事前に送っていただくわけにはいかないでしょうか。突然膨大な資料を見てもちよっと。1日でも2日でも早めに送っていただかないと目をとおせないのです。

【遠藤恵子議長】 何か閉会終わってからのいろいろご意見がでますけれども、実質的なご意見ですので、できるだけ資料、もし次回とかで事前に送付していただけるものはお願いしたいと思います。

【事務局】 全部お送りできるというようなことでお約束できませんが、お送りできるものはお送りします。

【遠藤恵子議長】 それから、去年の12月14日に条例が成立しまして、4月から施行で、何か町でちょっと変化とかございましたか。こんなところがちょっと違ってきたかなっていうのがありましたら佐藤委員さんにちょっと一言。

【佐藤仁一委員】 すみませんほんとに閉めてから。なんかデザート食べてから、食事に入るようなもんで、申し訳ありません。遠藤先生の方が私より詳しいんでありますが、我が町で男女平等推進条例が制定されたのは、それだけが突出した訳ではございませんで、私、平成2年からこの職に信任されてからですね、平成3年から具体的にプログラムを組んでまいりました。ですから、健やか子育て支援金制度とか、更には、ハーモニークラブということで、子どもたちを地域でしっかり育てていこうという、よく鍵っ子対策とか、放課後対策という問題があります。平成8年からは、学校5日制

をにらみまして、週の2日をどう地域の小学校と、公民館を廃止しまして、都会型でいえばNPOセンター、うちら方でいえば公民館という館に対する住民の意識が抜けないもんでありますから、地区館とこう呼んでおりますが、でもこの頃は、だいぶ開館してから6年目迎えて、地区館から地域づくりセンターの方がむしろいいぞということですが、そういう形で、住民協働の拠点というのを設けてまいりまして、学校5日制を、学校教育の方では現場の方ですが、我々は週の2日をどのようにやっていくかということ、更には、コミュニティビジネスと呼んでいるんでありますが、古い農村ですと、財布もちが女性の方々がもたしていただいているけれども、その使う権限は男性名義だったり、男性がすべて主導権を握るという形なってますから、それをもう少し意識なくす意味においてコミュニティビジネスということで、地域で産業を起す担い手として、女性の方々がもっと表に出るようなというの、その地域づくりセンターの中でやってまいりました。その結果、ばんつあん市とかという、うまく女性の方々が世代に応じて、表に出て商売をやれる、顔を見せることができるという形が出てまいりました。それらの活動を安定的にサポートする意味において、男女平等推進条例というのが、脈々と我が町として培ってきた。それにまた遠藤先生や三條先生によってもう一方入れなければならぬのは、核家族化からシングル化になってまいりました、この時の子どもに対する人権の問題、更にはもう一つは福祉の面からいって、超高齢化社会になってまいりまして、高齢者世帯、高老世帯による疲れからくる高齢者への、虐待ではないんですけども、人権的なものの軽視、更には、今度は福祉がよりビジネス化してまいりますと、当然サービス優先の中での、高齢者、入居者に対する人権の問題、この辺を要はミックスしてどうやろうかというのが岩出山の取り組みでございました。そのような観点から男女平等推進条例ということで、一方では女性の方々のしっかりとした生活的、生きがいの、人権的サポートと、もう一方は少子化・高齢化という時代の背景の中でのもう一方の人権というものをやっていこうということでございます。そのような形でまあ1年経過したわけでありまして、遠藤先生おわかりのように、作っていく中に町民の方々とのディスカッションを我が町は非常に住民協働ということで重要視しております。そのような関係から、作っていく過程が町民に対する啓発期間というふうにとらえておりますから、我が町としてその間においてどうこうというのはありませんけれども、むしろ組織内において、庁舎内部において専門監を配置をし、更に全職員の中からその推進委員会を、アクションプログラムをしっかりと検討していくということの問題が提起されまして、その委員会をもっているということで、こちらの政策、施策の執行に当たってむしろそこを注意しているというのが大きく変わった点の一つであります。二つ目の点では、いろんな点で女性の方々が社会の活動の中で集落のいろんな、農村部ですから、古い転作の問題とかなんとかで、個人の資産にかかわるもの、相互扶助的なものが出てまいります。お宅で何割休む、その分こっちで休むと。その時に、今までですと女性はその家を代表して旦那さんが都合悪いために出てくると、よくあるのが、「それは、

旦那の意見か」と、こう、家族を代表して奥さんが出てきているにもかかわらず、「それが旦那の考えか」というような失礼な発言が今まで多々あったわけでありましてけれども、男女平等推進条例出ましてからは、お互いに意識しますから、一家を代表して来るといふ大きな心意気と、一方では発言する方もたとえ奥さんが来て発言していようと、あ、家族を代表して発言しているんだなということで、聞くこちらの心の構え方もまた変わってきたということは事実であります。そのような形で一つ一つ、町の政策決定にかかわる委員会等のメンバー構成、その他含めまして、その辺はスタートに当たっては、1年として、我々にすれば、今後いろんな目標値はあるわけでありましてけれども、しつかりと推進できているのかなと思っております。ただ、実際の具体的な例として、今後対応していかなければならないのが、カウンセリングの問題と、ケア的な問題であります。避難的なものについての確保は、これはいろんな方々えらい心配するんですが、これは簡単なんです。非常に安全なところでできますから。それの方は1件だけございました。そういうのができて、相談が、具体的な相談というのがですね。それで、県の、今は機構変わりました私もよくわかんないですが、昔の福祉事務所の方とよく連携をとりながら、そのところはきちっと対応さしていただいて、今のところはちゃんと安全な中に、その方向に改善されております。それは1件ございました。具体的な例はですね。一応そのような考えで岩出山の考えでやりましたので、皆さんの御指導仰いでまいりたいと思っております。以上でございます。

【遠藤恵子議長】      ありがとうございました。

(閉会)